

令和7年度 大垣市社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

今年は、大垣市社会福祉協議会が発足してから50年目となります。住民の皆様の暖かいご支援・ご協力により地域福祉活動や介護保険・障がい者サービス事業を中心とした福祉サービスの適切な運営と質の向上に努めてまいりました。50周年はこれまでの軌跡を振り返り、これからの未来を描く節目のときであります。

さて、私たちを取り巻く社会では、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などを背景に、地域の人間関係が希薄になり、社会的孤立や孤独の問題がますます深刻になってきています。また、生活困窮の問題が拡大するとともに、地域における様々な福祉活動が困難になっている中、孤立・孤独の問題が顕在化し、様々な課題を複合的に抱える世帯も増えています。このような状況の中で、従来の制度ごとや縦割りの福祉サービスの提供では適切な支援は難しく、包括的な支援を行うことが大きな課題となっています。

法人化50周年を契機に、こうした課題解決に向けて、これまで培ってきた経験を生かし、地域の方々をはじめ多様な主体と協働しながら様々な福祉課題を抱える方々の暮らしを横断的に支える取組を進めることが必要です。

そこで、令和6年度にスタートした『第5次地域福祉活動計画』と『第4次中期経営計画』（両計画、令和6年～10年度）に基づき、誰もが安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とし、20地区社会福祉推進協議会をはじめとした行政・関係機関・団体との連携を密にして地域福祉の推進を進めていきます。

とりわけ、生活が不安定になり、様々な悩みを抱える世帯が増えていることを鑑み、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的・重層的相談支援体制を構築し、本会の地域包括支援センター、障害者生活及び就労支援センター、福祉サービス利用援助事業、日常生活自立支援事業、生活困窮者等自立支援事業、認知症初期集中支援事業等がワンチームとなって相談支援機能の充実を図り対応していきます。更に、多様な組織・関係者と連携・協働（多機関協働）を強化し、アウトリーチ等を通じた継続的支援を進め解決に向かっていきます。

併せて、高齢者・障がい者への在宅サービス事業や指定管理施設（令和6年～10年度）の運営についても、質の良いサービスを提供し、市民から信頼させる活動の展開を図るとともに安定的な活動の基盤となる財源の確保と人材育成にしっかりと取り組むとともに、法令順守や組織ガバナンスを絶えず意識しながら事業運営に努めます。

令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」は甚大な被害を発生させました。大規模災害が発生した時に、「災害への対応力」が求められます。その対応力を高めるために、他市社会福祉協議会や市内支援団体との協定を進め、災害ボランティアセンターの機能強化をします。

法人化から50年、新たな課題にも果敢にチャレンジし、社協としての役割をしっかりと果たしていくことが大切であると考えております。令和4年8月11日に公表した「SDGs宣言¹」が意図する「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現にも繋がるもので、本会オリジナルとして、「SDGsチャレンジ（目標・ゴールに向けた取組み）」を各セクションで設定し、新たな取組みにも着手していきます。更に、法人化50年に際し、「職員の行動指針」を公表し、地域住民の生活を支える福祉分野のエッセンシャルワーカー（人々が生活する上で欠かせない業務に従事する労働者）の組織体として、創意工夫を重ねて事業を展開してまいります。

【1 SDGs 宣言】

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

大垣市社会福祉協議会 SDGs宣言



大垣市社会福祉協議会は、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、持続可能な社会の実現に向けた積極的な取り組みを行ってまいります。

2022年8月11日 社会福祉法人大垣市社会福祉協議会

- SDGs達成に向けた取り組み -

地域で互いに助け合い 支え合うまちづくり

- 多様性を認め合い、「その人らしく」いられる居場所づくり
- 安心で良質な福祉サービスの提供
- 災害時における支援体制の強化

関連するゴール



相談支援活動と 関係機関等連携の強化

- 多職種・他機関連携の強化と体制づくり
- 地域や専門職機関等と連携・協働した包括的な支援体制の構築

関連するゴール



法人の基盤強化と組織運営

- 働きがいのある働きやすい職場づくり
- 健康経営の推進
- 業務のICT化による業務効率改善と環境負荷低減

関連するゴール



【使命・経営理念】

大垣市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とします。

この使命を達成するために、大垣市社会福祉協議会の事業は次の理念に基づき展開します。

1 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現します。

2 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるための自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現します。

3 地域に根ざした総合的・包括的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルな支援や活動を含む。）と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ包括的に展開される支援体制を整備します。

4 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取組への挑戦

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦します。

5 地域課題の解決に向けた公益的取組の実践

地域共生社会の実現に向けて、福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域づくりの支援に対し、積極的に貢献していきます。

6 持続可能で責任ある自律した組織運営

地域福祉を推進する中核的な団体として、社協がその役割を十分発揮できるよう、ガバナンスを高め、組織の理念、目的、目標、体制、規範を整え、組織基盤や財政基盤をより強化し自律した経営を推進します。

【基本方針】

大垣市社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- ① 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- ② 住民参加・協働を徹底します。
- ③ 適切に事業評価を行い、効率的・効果的な組織経営を行います。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

【重点目標】

1 社協基盤の強化の推進

各種の社協事業を効果的に実施するために、経営執行機関としての理事会、議決機関である評議員会、また、事業を円滑で民主的に遂行するための専門部会といった法人組織運営体制の強化を図ります。また、独自の業務を推進していくために、自主財源を確保し、安定した財政基盤の確立、指定管理施設の適切な運営体制の構築を目的とした経営委員会の設置等、組織機構の再編に努めます。

また、地域に開かれた組織として、住民への情報開示とアカウンタビリティ（説明責任）を果すほか、事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に実施し、必要に応じ外部評価を導入します。

〈地域福祉活動計画行動目標 地域福祉の旗振り役 社会福祉協議会の発展・強化〉

2 福祉のまちづくりの推進

地域福祉活動計画に沿い、住民同士が支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活ができるまちづくりをめざして、20地区社会福祉推進協議会と連携・協働しながら、地域福祉活動を活性化し、地域での重層的な支え合いネットワークづくりを推進します。

〈地域福祉活動計画行動目標 くらしを支える重層的な見守りネットワークの充実〉

〈地域福祉活動計画行動目標 未来を生きる子どもたちの“今”を支える〉

〈地域福祉活動計画行動目標 多様な担い手による地域福祉活動の推進〉

〈地域福祉活動計画行動目標 新時代に対応する地区社協活動の充実と変革〉

3 ボランティア・市民活動の推進

誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、ボランティアセンター機能の充実を図り、活動のきっかけづくり、人材の養成・研修、相談・支援、情報提供などの事業を推進します。

〈地域福祉活動計画行動目標 ボランティア・市民活動の力で地域を支える〉

4 福祉共育、啓発・交流の推進

ともに生きる地域社会の実現を目指して、家庭・学校・地域が一体となった福祉共育の機会をつくるとともに、地域での交流や福祉啓発の場を設けて、住民への福祉の理解と関心を高め、地域福祉活動の活性化を図ります。

〈地域福祉活動計画行動目標 つながる ひろがる 福祉共育〉

5 情報提供・相談体制、福祉課題の把握の推進

住民が必要な時に、適切に情報を得ることができるように、さまざまな方法で情報提供を行います。また、生活に関わる複雑・多様化した課題を把握し、それに応じた地域福祉活動や福祉サービスなどの支援を適切に結びつけることができるように、総合的な相談体制の充実を図ります。

〈地域福祉活動計画行動目標 必ずつながる相談支援体制の確立〉

〈地域福祉活動計画行動目標 地域活動の魅力を魅力的に発信する〉

6 在宅福祉サービスの推進

住民の自立した生活を支えるために、必要なサービスを必要なときに利用できる質の高いサービ

スの提供を推進します。また、関係機関が連携し、サービス調整を図りながら、総合的なケア体制の充実を図ります。

★地域福祉活動計画（令和6年～10年度）の基本目標基本方針

【基本目標】 くらし支える、支えあう

～あなたもわたしも 安心して暮らせる このまちのために～

【基本方針】 5つの『C』

① 受け止め／CATCH

～住民・地域ニーズを把握 そこから新たな地域づくりへ～

② つながり／CONNECT

～地域社会のつながりを大切に 孤立・孤独の防止、解消を～

③ 魅力的／CHARM

～魅力的な地域活動を展開 それらを魅力的に発信～

④ 変 革／CHANGE

～新時代に対応した 柔軟な変革を～

⑤ 挑 戦／CHALLENGE

～新たなターゲットに向けた 挑戦的な取り組みを～

【行動目標】 基本目標を達成するために9つの行動目標をかかげ、住み慣れた地域・住み続けたい地域で安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

① くらしを支える重層的な見守りネットワークの充実

② 必ずつながる相談支援体制の確立

③ つながる ひろがる 福祉共育

④ ボランティア・市民活動の力で地域を支える

⑤ 未来を生きる子どもたちの"今"を支える

⑥ 多様な担い手による地域福祉活動

⑦ 地域の魅力を魅力的に発信する

⑧ 新時代に対応した地区社協活動の充実と変革

⑨ 地域福祉の旗振り役 大垣市社会福祉協議会の発展・強化

★第4次中期経営計画（令和6年～10年度）の基本目標と重点項目

【基本目標】 S M A R T（スマート）

【重点項目】 5つの重点項目

- ① Sustainable（持続可能な組織運営）
法人事業を計画的、効率的に行うと共に、法人の経営状況と財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理を行います。
- ② Manpower（福祉人材）
法人の使命や経営理念に即し目指す職員像の明確化を図り、人員、研修計画の整備、人事考課制度の運用を行います。また、働き甲斐のある、魅力ある職場づくりを目指し、働き方改革の推進や労働管理、職員の安全と健康に配慮し、長く安心して働ける職場環境を目指します。
- ③ Advocate（擁護 専門性の高いサービス）
本会が運営する福祉サービスに対し、良質かつ安全・安心な福祉サービスの提供と利用満足度向上のため、継続的な質の高いサービス提供に向けた取り組みを行います。
- ④ Reform（改革 革新・新たな挑戦）
社会情勢の変化等により突発的、また新たに発生する状況や課題に対し柔軟に対応するため、法人、職員、地域住民が協働し、ニューノーマルな提供体制づくりを目指します。
職員や地域住民の新たな挑戦への思いに対し、その思いに添い、法人として迅速に対応できる環境、体制づくりを目指します。
- ⑤ Trust（信頼 高い発信力と信頼）
地域の多様なニーズに対し、社会福祉法人の責務を果たすため、公益的な取り組みを推進します。事業、経営状況に関する情報の公表を様々な媒体を通し適正、確実に行い、透明性の高い法人運営を確立します。

1. 総務部会事業

(1) 組織体制の強化 (社会福祉協議会の発展・強化)

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑨

ア 理事会、評議員会、専門部会の機能強化

本会の組織運営をはじめ、事業計画・予算及び事業報告・決算等運営全般の審議を行うとともに、各機関間（理事会、評議員会、監査）の相互牽制機能（ガバナンス）の強化に努めます。

イ 正副会長会の開催

法人運営の重要事項や業務執行等について、必要に応じ正副会長会を開催します。

ウ コンプライアンス管理体制の強化

法令等遵守、不祥事の未然防止対策を講じ、信頼性の高い経営を目指します。

エ リスク管理体制の強化

リスク把握と分析により未然・再発防止策を図ります。職員のリスク管理意識の向上に努めます。また、災害対策体制への強化を図ります。

オ 苦情解決管理体制の強化

本会が提供する福祉サービスに係るご利用者等からの苦情管理体制整備と強化を図ります。

カ 社会福祉法人地域公益実践推進事業

社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」の推進を図ります。

地域課題の解決策の一助となるよう「大垣市社会福祉法人連携協議会」の事務局機能を担い、加盟法人との連携・協働、情報を共有し、新たな取り組みや仕組みの構築を図ります。

キ 職員育成の充実

職員の資質向上を目的とし、人員計画・研修計画に基づき階級別、課題別、職域に係る研修及び全職員を対象とした研修を実施します。

幅広く知識の習得を図る機会提供を目的とし、他機関が実施する外部研修への計画的な職員派遣を行います。

(2) 財政基盤の強化

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑨

ア 住民会員、会費制度の強化

魅力ある社協を目指し、関係機関と連携して社協活動のPRに努め、住民会員、賛助会員等への理解を求めるとともに、会員の増員を図ります。

イ 積立金・基金の拡大

安定した組織経営を目指し、社協独自の自主財源を確保に努めます。

基金及び積立金規程に基づき、種類や目的を明確にし、計画的な積立を実施します。

ウ 財源確保の体制整備

公益的な事業への運用等、資産運用について研究を行うとともに、目的、計画に沿った効果的な資金運用を図ります。

資産の運用に関する基本方針及び資産運用規程に基づき、計画的な運用を図ります。

エ 共同募金・歳末助け合い運動の推進

岐阜県共同募金会大垣市支会が実施する共同募金・歳末たすけあい運動に協力し、共同募金活動のPRによる募金への理解に努め、募金活動の拡大を図ります。

「戸別募金」「法人募金」「学校・職域募金」「街頭募金」「イベント募金（チャリティーゴルフ大会）」「募金百貨店プロジェクト」を実施します。

オ 資金調達への取組み

地域福祉の推進、社会的課題の効率的な解決を目的とした寄付（寄付つき商品事業等）、ファンドレイジング（資金調達）の推進を図ります。資金調達の取組みに対する具体策を示し、また、職員への意識づけとした職員研修を実施します。

(3) 指定管理施設の運営管理

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑨

第5期（令和6年度から令和10年度）指定管理者として、7施設（総合福祉会館、大垣市・上石津・墨俣老人福祉センター、上石津・墨俣デイサービスセンター、かわなみ作業所）の適正な管理・運営に努めます。また、市民の皆様が利用しやすい施設を目指し、施設機能への理解と利用者ニーズの充足を第一としたサービス提供を行います。

(4) 広報活動の強化（地域活動の魅力を魅力的に発信する広報）

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑦

ア 大垣市社会福祉大会

福祉功労者の表彰及び福祉講演により、福祉の啓発を図ります。

〈8月9日（土）：大垣市情報工房〉

イ 社協だよりの発行（年6回、発行月：4,6,7,9,12,1月の各15日発行、全戸配布）

本会事業を多くの市民に理解していただくため、全戸配布による「社協だより」を発行し、本会事業や地区社協の事業・活動を中心に情報発信に努めます。より見やすく親しまれる「社協だより」を目指し、紙面（内容等）について検討します。

ボランティアグループ（音訳奉仕グループつばくろ、大垣点訳グループ愛盲会）の協力を得て、視覚障がい者向けの広報活動を行います。

ウ インターネットを活用した広報活動の充実

ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画配信等を通して、事業情報等を公開し、透明性の確保に取り組むとともに最新情報を発信します。

エ 広告掲載事業

広告主となる企業等による地域貢献活動の支援と、社協の地域福祉活動の財源確保を目的に、社協の発行する広報物（社協だより・ウェブサイト）に有料広告を掲載します。社協賛助会員及び施設会員を対象に募集し、審査を経て掲載します。

オ 法人化50周年記念事業（新規）

法人化50年の節目の年として、式典開催〈8月9日（土）：大垣市情報工房〉及び記念誌作成等を行いこれまでの活動報告や今後の行動目標を示し啓発していきます。

（5） 介護・障がい福祉サービス事業の経営

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑨

ア 居宅介護支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）による相談支援、また介護（予防含む）サービス計画を作成し、質の高いケアマネジメントを行います。

《事業所（本会自主事業）》

- ① 大垣市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
- ② 大垣市社会福祉協議会 上石津居宅介護支援事業所

イ 障がい者特定相談支援事業

障害福祉サービスをご利用となられる障がい者（児）の方とともに、援助方針やサービス内容等について検討し、サービス等利用計画の作成、管理によるケアマネジメントを行います。

《事業所（本会自主事業）》

- ① 大垣市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所（特定相談支援）
- ② 大垣市社会福祉協議会 障がい児相談支援事業所（障害児相談支援）

ウ 訪問介護事業

高齢者、障がい者、母子家庭等に対し健全で安らかな在宅生活が継続できるよう、ホームヘルパーが日常生活の自立支援を行います。

《事業所（本会自主事業）》

- ① 大垣市社会福祉協議会 ホームヘルパー室

エ 訪問看護事業

病気やけがにより在宅での療養が必要な方とその家族の方が、地域社会で安心して療養生活が送れるよう、主治医の指示のもと、医療処置及び医療機器（カテーテル、チューブ等）の管理、内服・注射の管理、心身の状態についての相談など24時間対応体制で訪問看護サービスを提供します。医療的ケア児に対し、学校へ訪問し医療処置の介助、看護ケアを提供します。

日常生活の自立と機能維持を目指し、理学療法士・作業療法士によるリハビリテーションを実施します。

《事業所（本会自主事業）》

- ① 大垣市訪問看護ステーション

オ 通所介護事業

介護が必要な高齢の方に対し、日常生活支援に加え、仲間とふれあうことで社会的孤立感の解消や創作活動、機能訓練を通じた心身の機能の維持を図ります。また、利用者家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的とし、質の高い通所介護サービスを提供します。

《事業所（指定管理施設）》

- ① 大垣市 上石津デイサービスセンター
- ② 大垣市 墨俣デイサービスセンター

カ 障がい者サービス 生活介護事業・就労継続支援 B 型事業

生活介護事業において、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、身の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の支援を行います。

就労継続支援 B 型事業において、就労に繋げるための生産活動を提供するとともに、一般就労等に向けて知識、技術の向上が図れるよう支援を行います。

《事業所（指定管理施設）》

- ① 大垣市立かわなみ作業所

キ 障がい者サービス 共同生活援助（グループホーム）事業

かわなみ作業所のご利用者で、地域での共同生活を希望する方や、在宅生活が困難な方に対し、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ及び食事介助等、日常生活上の支援を行うグループホームを運営します。

《事業所（本会自主事業）》

- ① かわなみホーム

ク 障がい者サービス 短期入所（ショートステイ）事業

居宅において介護を行っている方の病気、その他の理由により介護を行うことが困難な場合、また、ご本人の宿泊体験利用等を理由とし、短期間利用いただき、入浴・排泄及び食事介助等、日常生活上の必要な支援を行います。

《事業所（本会自主事業）》

- ① かわなみホーム

ケ 老人福祉センター運営事業

地域の高齢者の方に対し、健康増進・入浴・教養の向上及びレクリエーション並びに各種相談の場として、総合的な利用を供与する目的で運営します。

《事業所（指定管理施設）》

- ① 大垣市老人福祉センター
- ② 大垣市上石津老人福祉センター
- ③ 大垣市墨俣老人福祉センター

コ 福祉会館運営事業

広く市民の皆様の福祉活動の拠点として、また、福祉向上に寄与することを目的として総合福祉会館を運営します。

《事業所（指定管理施設）》

- ① 大垣市総合福祉会館

サ 福祉バス運営事業（市受託事業）

市内福祉団体等の社会参加活動支援を目的として、福祉バスの利用運営を実施します。

2. 地域部会事業

(1) 重層的な見守りネットワークの充実

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ①

ア あんしん見守りネットワーク事業の推進

自治会を単位として自治会長、民生児童委員、福祉推進委員が連携をとり、誰もが孤立することなく安心して生活できるよう、ふれあいいきいきサロン、食事サービスなどの地域活動の充実や見守り対象者への声かけや情報共有の為の見守り会議等を実施し、見守り活動を推進しながら、あんしん見守りネットワークの構築を図ります。

イ 地域支援ネットワーク委員会の支援

地域で支援を必要とする方が、住み慣れた地域で安心して継続した生活を営むことができるよう、地区社協単位での体制整備を支援します。

ウ 見守り関係事業所との協定事業

(ア) 市内の見守り関係事業所（新聞販売店、郵便局、医療機関、金融機関、宅配業者等と見守り活動について連携協定を行い、KMK（子ども・高齢者、見守り、声掛け）協定を締結した大垣警察署と連携し、異変の早期発見と活動の強化に向けて推進を図ります。見守り事業所の中で、メール配信登録事業所には、随時対応した事例を情報提供し情報の共有化を図ります。

(イ) 見守りに関する情報共有を目的に見守り関係事業所代表者会議を開催します。

エ 緊急連絡のてびきの作成

民生児童委員の協力を得て、ひとり暮らし高齢者等の緊急時（災害等）に備えて、緊急連絡のてびきを作成します。

オ 食事サービス・高齢者を囲む会の支援

(ア) 各地区食事サービス・高齢者を囲む会の支援

各地区で実施する食事サービス事業、高齢者を囲む会を支援します。

(イ) 食事サービスボランティア代表者会議及び研修会の開催

食事サービスボランティア代表者等を対象に代表者会議を開催します。また、ボランティアの資質向上と食品衛生管理の徹底（岐阜県西濃保健所指導）を目的に研修会を開催します。

カ 生活支援体制整備事業（市受託事業）

介護保険法に基づき生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の充実を図ります。

(ア) 多職種・多団体との連携

地域包括支援センター等関係機関との連携を図ります。

(イ) 地域で支え合う仕組みづくりを推進する活動・会議・研修等への参加

地域支援ネットワーク会議や研修会等へ参加し活動や事業の啓発をします。

(ウ) 生活支援活動団体等の関係者のネットワーク構築

支え合いの会など生活支援団体等の把握、団体との連携を図ります。

(エ) 地域課題の把握、サービス開発、マッチング

地域課題を把握し、サービスの開発、社会資源の把握を行います。

- (オ) 社会福祉法人連携協議会に関する取り組み
法人連携協議会の事務局として活動を支援します。

(2) 「居場所づくり」の支援

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ①

ア ふれあい・いきいきサロン活動の支援

- (ア) 20 地区社協主催「ふれあい・いきいきサロン」の設置、運営の推進
ふれあい・いきいきサロン活動に助成し、地域での憩いの場作りを支援します。
また参加者が楽しんでいただけるようにサロン貸出備品の充実を図ります。
- (イ) ふれあい・いきいきサロン活動推進研修会の開催
各地区社協と協働し、サロン活動の充実に向けた研修会を実施します。
- (ウ) 買い物支援事業
高齢者の生活課題（買い物支援）の解決のため、ふれあいいきいきサロン活動の一環として、綾里、青墓、上石津地区で事業を実施します。

イ お散歩カフェの支援

地区社協で実施される、地域住民が気軽に集まり相談できる場「お散歩カフェ」の活動を支援します。

- a お散歩カフェ「うるおい」 宇留生地区 宇留生地区センター修明館
- b お散歩カフェ「あやの」 綾里地区 綾野公民館・綾里地区センター
- c おしゃべり広場「東」 東地区 東地区センター

(3) 地域福祉の担い手づくり、担い手支援

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ①

ア 福祉推進委員の設置と活動支援

地域福祉活動の向上を目的に福祉推進委員を設置します。また福祉推進委員等の研修や連携・交流の機会を設け支援します。

- (ア) 福祉推進委員連絡会等の開催
- (イ) 各地区福祉推進委員研修会の支援
- (ウ) 福祉推進委員向け情報誌「ねっとわーく！」の作成（年2回）
- (エ) 研修会（「ふれあいのまちづくり推進大会（仮）」）を開催します。

(4) 地区社協活動の充実

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑧

ア 地区社協活動の支援（地区社協メニュー事業の実施）

- (ア) 地区社協活動推進に対する相談支援
- (イ) 「地区社協推進活動に対する助成要綱」に基づく事業への支援
- (ウ) 地区社協活動計画の評価と進捗状況の把握
20 地区社協で作成された地区社協活動計画に基づき、展開されている事業の評価をもとに進捗状況を把握し、事業実施の支援をします。
- (エ) 第3次地区社協活動計画の策定の推進・支援
各地区における第3次地区社協活動計画策定を推進・支援します。

イ 地区社協連絡会の開催

- (ア) 各地区代表者との連絡調整を図るため、地区社協連絡会を開催します。
- (イ) 地区社協活動や助成金について協議する場を設けます。

ウ 地区社協のてびき等の作成

地区社協活動の周知・活性化のため「みんなでいいまちつくろうよ 地区社協活動のてびき・社協活動のあらまし」を作成します。また、活用の幅を広げるため、てびき等のデジタル版を作成します。

エ 地域防災力向上推進事業

地区社協及び地区防災士会と連携した要援護者避難支援を含む避難訓練や防災意識向上のための訓練、知識を深める研修会等を実施し、地域防災力向上の推進を図ります。また、大垣市地区防災士連絡会を開催し、各地区代表者との連絡調整を図ります。

(5) つなげる専門職 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）※の確立

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ②

ア コミュニティソーシャルワーカーとして以下のような機能・役割を担います。

- ① 地区の状況や個別ニーズを把握・分析し、地域課題を明確にする機能
- ② 地域住民による地域福祉課題の解決を支援する機能
- ③ 制度の狭間にある相談を受け止め、支援する機能
- ④ 包括的な相談支援体制を築くための紡ぎ役として機能 など

※ コミュニティソーシャルワーカーとは

制度の狭間の問題など個別の課題に対応し、地域の課題として共有する場を設け、課題提起し、新たな支援対策を検討協議する専門職です。地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけ、新たなサービスの開発や、公的制度との調整などを行います。

3. 事業運営部会事業

(1) 包括的相談体制（必ずつながる相談支援体制）の推進

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ②

ア 地域包括支援センター事業（市受託事業）

市から受託した中央、西、東・墨俣、上石津エリアを対象に高齢者を支える総合相談窓口として、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を行います。

- (ア) 総合相談・支援業務の実施
- (イ) 高齢者等の虐待防止・早期発見・権利擁護事業の実施
- (ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施
- (エ) 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）の実施
- (オ) 指定介護予防支援事業の実施

イ 認知症初期集中支援推進事業（市受託事業）

「認知症初期集中支援チーム」が認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮せるよう相談支援を行います。また、認知症予防（脳活）教室を開催します。

ウ 在宅介護支援センター事業

地域支援事業における介護予防事業を実施します。

介護予防教室の開催（大垣地区月3回実施。墨俣・上石津地区月1回実施）

エ 障がい者生活支援センター事業（市受託事業）

在宅で生活している障がい者に対して、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、介護相談及び情報の提供などを総合的にを行います。また、障がい者の社会参加を促進するための事業を実施します。

- (ア) ピアカウンセラーの配置（大垣・墨俣・上石津地区）
- (イ) 講習会（手話、点訳、音訳）の開催
- (ウ) 教室（グランドゴルフ、絵画教室等）の開催
- (エ) 障害者意思疎通支援事業
（手話通訳者等派遣事業、要約筆記者等派遣事業）の実施

オ 障がい者就労支援センター事業（市受託事業）

就労を希望する障がい者の就労支援等を行います。また、関係機関との連絡調整や必要な支援を行うことで障がい者の社会参加の促進を図り、自立した日常生活を営むことができるよう相談支援を行います。

カ 福祉サービス利用支援センター事業（県社協受託事業）

高齢者、障がい者等で判断能力が不十分な方の権利擁護についての相談支援を行い、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助・書類等預かりサービス・日常的金銭管理サービスを行います。

キ 生活支援相談センター事業（市受託事業）

生活困窮者に対し、早期の段階で総合的な相談に応じ、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立など本人の状況に応じた自立を目指し、包括的、継続的支援を実施します。就労準備支援事業・家計支援事業と一体的に運営し、相談者に寄り添う支援を実施します。また、生きづらさを抱える相談者に対し、居場所づくりの支援を実施します。（居場所「い～ばしょ」づくり事業・まちライブラリー「カワノホトリ」事業）

ク 「みんなで支え合いバンク」事業

市民の皆様や企業等から提供された食料品等をお預かりし、生活にお困りの方や子ども食堂等に提供します。

ケ 生活福祉資金貸付事業（実施主体：県社協）

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行います。また、コロナ特例貸付を受けた世帯に対するフォローアップ支援を行います。

コ 超短時間雇用創出事業（市受託事業・新規）

障がいや疾患、メンタルヘルス、ひきこもりなど福祉的課題を抱え、長時間働くことが困難な方を対象に、週1回15分から、一般の企業等で働くワークスタイルを実現する新たな雇用・労働モデル、超短時間雇用の推進を図ります。

サ 外出支援サービス事業（市受託事業）

上石津地区において、要支援または要介護と認定された60歳以上の在宅の高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、移送専用車輦により指定の医療機関への送迎サービスを実施します。

（2） 多様な担い手による地域福祉活動の推進

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑥

ア 大垣市社会福祉法人連携協議会による公益的な取り組みの充実

市内の社会福祉法人が連携・協働し、地域における公益的な取り組みを実施します。「大垣市社会福祉法人連携協議会」の事務局を担います。

イ 福祉団体等の活動支援

民生児童委員協議会、保護司会、かがやきクラブ大垣、身体障害者福祉協会大垣支部、大垣市手をつなぐ親の会、大垣市母子父子寡婦福祉連合会、介護者の会等への活動支援を行います。

4. ボランティア部会事業

(1) ボランティア市民活動支援センターの充実

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ④

ア ボランティア市民活動支援センターの役割と機能の明確化

ボランティア市民活動支援センターの役割と機能を明確化し、地域住民にとって分かりやすく、見えやすいセンターを整備します。

(ア) ボランティア活動の支援

ボランティアの支援と地域福祉活動の支援を連動させ、地域のニーズに応えられるボランティア活動を支援します。

a ボランティアに関する情報提供・相談対応の充実

SNS や情報誌を活用してボランティア活動の紹介や情報提供を行うとともに、ボランティアに関する相談に応じます。

b ボランティア活動のマッチング機能の充実

ボランティア登録を充実させ、マッチング機能を強化します。

c ボランティア活動の支援の充実

ボランティア保険の加入促進や助成金の情報提供を行い活動を支援します。

d ボランティア交流会の開催 [3 月]

交流会の開催により、ボランティア活動に関する情報交換や協働のきっかけづくりとともに、ボランティア活動の啓発を図ります。

(イ) 災害ボランティアセンターの体制整備

関係機関との平時からの顔の見える関係づくりと、設置に向けた備えや訓練を強化し、災害時の支援活動につながる体制を整備します。

a 関係機関との連携の強化

平時からの顔の見える関係づくりと連携を目的とした会議に参加します。

b 研修の実施

直近に発生した災害現場での事例に基づき、災害ボランティアセンターの役割や機能を中心とした研修を実施します。

c 災害時における連携協定の締結（新規）

災害時に救援活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、他市町社協や各種団体と連携協定を締結します。

(ウ) 大垣市ボランティア連絡協議会の支援

大垣市ボランティア連絡協議会とその加入団体が、より主体的かつ自発的に取り組める体制づくりの支援をします。

a 役員会・各部会の充実と事業開催に伴う連携・協力

(エ) 福祉ふれあいボランティアフェスティバルへの協力

「誰もが住みよい福祉のまちづくり」を目的として開催される福祉ふれあいボランティアフェスティバルへの協力を図ります。

(2) つながる ひろがる 福祉共育(ともいく)

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ③

ア みんなの福祉共育

地域のニーズや時代の流れに合わせて、子どもから大人まで幅広い世代の方々が福祉・ボランティアに興味を持ち楽しむことができる取り組みを実践し、共に育ち、支え合える地域づくりにつながる講座を開催します。

(ア) こどもの学校 [8月]

小・中学生を対象に、夏休みのこどもの居場所を兼ね、ボランティアと一緒に学びのある楽しい時間を過ごします。

(イ) おとなの学校① 子どもの居場所サポーター教室 [7.8月]

子どもが安心して過ごせる「第三の居場所」である学習支援や子どもの居場所について学び体験します。

(ウ) おとなの学校② 親子で学ぶ防災教室 [9月]

親子で災害・防災について楽しく考える機会を持ち、防災に対する意識の向上と地域について考えます。

(エ) おとなの学校③ コーヒーの淹れ方教室 [10月]

コーヒーの淹れ方を学び、講座を通して新たな生きがいづくりや人との繋がり、社会参加の場を提供します。

(オ) おとなの学校④ 親子福祉共育教室 [1月]

親子での福祉体験を通して、様々な『ふくし』を身近に感じられる場を提供します。

イ 学校と福祉共育

(ア) 福祉協力校支援事業

a 社会福祉への理解と関心を深めるため、市内の保育園・こども園・幼稚園・小・中・高等学校を福祉協力園・福祉協力校に指定し、積極的活動への助成を行います。

b 福祉学習への講師派遣、協力、体験グッズ等の貸し出しを行います。

c 福祉共育への理解と、情報共有を図るため、各学校の担当教諭を対象に、福祉協力校連絡会を開催します。

(イ) 福祉共育事業

a 学校での福祉学習において、学校だけの取り組みに留まらず、地域の方や地域の企業、当事者団体やボランティア団体等の協力を得て、子どもたちの具体的学びにつながるプログラムを提供し実践します。

b 地域と協働して地域活動に参加したい学校、学校と協働して地域活動をした地域をつなぐ『地域と学校コラボサポート』を周知し、併せて日常生活の中で自分の住む地域に関心を持ち行動する『子ども福祉委員』を啓発します。

(ウ) 高校生歳末清掃活動 [12月]

高校生ボランティアによる歳末清掃活動を実施します。

(エ) 子どもの意見を聞く会 [2月]

市内小学校の子どもたちが、社会福祉について日ごろ考えていることや実践していることを発表します。

(3) 子育て支援事業

第5次地域福祉活動計画 行動目標 ⑤

ア 子ども食堂運営団体サポート事業（新規）

子ども食堂運営団体の支援をします。

イ 子育て応援事業（ひとり親世帯対象）

昨今の物価高騰等に伴い大きな影響を受けているひとり親世帯に対し食の支援をします。

ウ 子どもの貧困に寄り添う支援事業（支え合いバンク）

子育て世帯の相談対応や食料等支援を通じた子どもの成長への支援をします。